

開示実施方法等説明書

開示の実施方法等の選択について

開示の実施方法等については、国際交流基金の開示決定通知書を受け取った日から30日以内に、同封されている「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」にて申出を行っていただくことになります。最初に国際交流基金に提出される「開示請求書」において、あらかじめ指定しておくことも可能です（開示請求書に記載された開示方法・日時のご希望に沿って開示可能な場合は、改めて「開示の実施方法等申出書」を提出いただく必要がなくなります）。

開示の実施方法は、「開示請求書」「開示の実施方法等申出書」にある「希望する開示の実施方法」の欄から“閲覧”“写しの交付”“写しの送付”のいずれかを選択していただくことになります。電磁的記録媒体での交付を希望される方は、「その他」欄にご記入ください。また、“写しの交付”“写しの送付”で紙媒体での交付・送付を希望される方は、両面コピーか片面コピーをご指定ください。ご指定のない場合は、両面コピーとさせていただきます。

“閲覧”“写しの交付”“写しの送付”、また、電磁的記録の開示方法についての詳しい説明は、[「通達 保有個人情報の開示実施方法及び開示請求に係る手数料の額について」](#)をご覧ください。

注1) 個人情報保護窓口における開示

個人情報保護窓口における開示の実施を選択される場合は、「開示の実施方法等申出書」の「開示を実施することのできる日時・場所等」に記載されている日時から、ご希望の日時を指定しご提出ください。記載されている日時でご都合が合わない場合には、お手数ですが、個人情報保護窓口までご連絡ください。また、「開示請求書」にもご希望の日時をご記入いただけますが、窓口での準備作業の都合上、ご希望に添えないこともありますので、予めご了承ください。

なお、開示の実施準備を行う必要がありますので、「開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の1週間前までに、個人情報保護窓口にご提出下さい。

注2) 写しの送付

文書の写しの送付を希望される方は、「開示の実施方法等申出書」にその旨を記載して下さい。

なお、この場合は、郵送料（郵便切手又は基金指定口座への銀行振込）が必要になります。

開示の実施に関する注意点

個人情報保護窓口において開示を受ける方は、個人情報保護窓口に来られる際に、

「開示決定等通知書」をご持参ください。

訂正請求について

開示決定等に基づき開示を受けた保有個人情報の内容が事実でないと思料されるときは、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(以下「独立行政法人等個人情報保護法」)第 27 条の規定に基づき、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。)を請求することができます。請求権者は、本人又は未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人に限ります。

保有個人情報訂正請求書の様式は、本サイト(URL)からダウンロードしていただくか、個人情報保護窓口に請求してください。

利用停止請求について

開示決定等に基づき開示を受けた保有個人情報が、次の各号いずれかに該当すると思料されるときは、「独立行政法人等個人情報保護法」第 36 条の規定に基づき、以下に定める措置を請求することができます。請求権者は、本人又は未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人に限ります。

独立行政法人等個人情報保護法第 3 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき、第 5 条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき

当該保有個人情報の利用の停止又は消去

第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して提供されているとき

当該保有個人情報の提供の停止

保有個人情報利用請求書の様式は、本サイト(URL)からダウンロードしていただくか、個人情報保護窓口に請求してください。

* 参考(独立行政法人個人情報保護法より抜粋)

(個人情報の保有の制限等)

第 3 条 独立行政法人等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 独立行政法人等は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

(適正な取得)

第 5 条 独立行政法人等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(利用及び提供の制限)

第 9 条 独立行政法人等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報

を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (2) 独立行政法人等が法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
 - (3) 行政機関(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第 2 条第 1 項に規定する行政機関をいう。以下同じ。)、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
 - (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。